

総務局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込:円)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和5年度職員ストレス チェック業務委託(概算契約) (その2)	04 その他検査	シー・システム株式会社	4,054,600	令和5年7月14日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号	G21	-
2	令和5年度大阪市公文書館 公文書燻蒸等処理業務委託	26 その他	株式会社 明治クリックス	2,494,580	令和5年7月19日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度職員ストレスチェック業務委託(概算契約) (その2)

2 契約の相手方

シー・システム株式会社

3 随意契約理由

ストレスチェック業務は、令和5年2月に契約管財局入札により事業者を決定し、令和5年4月3日の契約締結以降、契約相手方と業務の実施について断続的に協議を重ねてきたが、仕様書どおりに業務が履行されず、今後も履行される見込みがないため、令和5年7月6日付けで契約管財局が契約を解除した。

本業務は、労働安全衛生法第66条の10に基づき、法令の規定により必ず年1回、同時期に実施しなければならないが、ストレスチェック実施後は、総務局において、個人結果に基づく産業医面談等の事後措置や、組織結果に基づく職場環境改善を実施する必要があることから、事業実施のため、再度調達する必要がある。

当初4月から業務開始の予定であったが、約3か月後ろ倒しになっており、業務終了後の事後措置等の所要期間を勘案すると、最終の結果報告の履行期限を大きく後ろにずらすことはできない。また、各工程期間を短縮したスケジュールを組んだとしても、遅くとも7月上旬には次の事業者を選定しなければならないが、本来は再度入札を実施し事業者を決定するところではあるが、期間的猶予がなく、緊急に次の事業者を選定する必要があったため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5 担当部署

総務局人事部人事課厚生グループ (電話番号 06-6208-7531)

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度大阪市公文書館公文書燻蒸等処理業務委託

2 契約の相手方

(株) 明治クリックス

3 特名随意契約理由

公文書館における燻蒸等処理業務は、公文書の保存のための基本的な予防体制を整え、環境条件の整備を行い、薬剤による燻蒸だけに頼らず、複数の防除法を合理的に組み合わせて、害虫を施設内に入れず、施設内での害虫の繁殖を抑えていこうとするものであり、人間の健康被害の可能性にも注意した駆除方法を採用している。

燻蒸等処理業務の具体的な内容は、①虫菌害の回避（効果的な清掃と各簿冊のクリーニング）②害虫等の発見（定期的なモニタリングで虫などを早期発見し、被害を記録する。③効果的な対処（文書と人に対してより安全で、被害の状況に対して効果的な防虫・殺虫・防黴対策と、施設の欠点の対策及び提案）であり、(株) 明治クリックスは、上記業務内容について、総合的に実施でき、加えて受注者施設内で実施することができる唯一の専門業者であるため、上記業者と特名随意契約を行うこととする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部公文書館（電話番号 06-6534-1662）